○環境省令第四号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、環境省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年二月二十八日

環境大臣　石原　伸晃

環境省定員規則の一部を改正する省令

環境省定員規則（平成二十四年環境省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

区分	定員	備考
本省	一、七八九人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
原子力規制委員会	一、〇二五人	事務局の職員の定員とする。
合計	二、八一四人	

附　則

この省令は、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律（平成二十五年法律第八十二号）の施行の日（平成二十六年三月一日）から施行する。

○環境省令第五号

環境省設置法（平成十一年法律第百一号）第十二条第四項の規定に基づき、地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年二月二十八日

環境大臣　石原　伸晃

地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令

地方環境事務所組織規則（平成十七年環境省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

（首席調整官及び調整官）

第一条の二　東北地方環境事務所に首席調整官一人及び調整官四人を置く。

2　首席調整官は、命を受けて、地方環境事務所の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案に参画し、並びに調整官の行う職務を統括する。

3　調整官は、命を受けて、地方環境事務所の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案に参画する。

第二条第一項を次のように改める。

地方環境事務所に、次に掲げる課を置く。

総務課

庶務課（東北地方環境事務所に限る。）

経理課（東北地方環境事務所に限る。）

廃棄物・リサイクル対策課（北海道地方環境事務所を除く。）

環境対策課

放射能汚染対策課（関東地方環境事務所に限る。）

除染対策第一課（東北地方環境事務所に限る。）

除染対策第二課（東北地方環境事務所に限る。）

除染対策第三課（東北地方環境事務所に限る。）

放射能汚染廃棄物対策第一課（東北地方環境事務所に限る。）

放射能汚染廃棄物対策第二課（東北地方環境事務所に限る。）

減容化施設整備課（東北地方環境事務所に限る。）

除染等推進第一課（東北地方環境事務所に限る。）

除染等推進第二課（東北地方環境事務所に限る。）

除染等推進第三課（東北地方環境事務所に限る。）

除染等推進第四課（東北地方環境事務所に限る。）

除染等推進第五課（東北地方環境事務所に限る。）

中間貯蔵施設整備第一課（東北地方環境事務所に限る。）

中間貯蔵施設整備第二課（東北地方環境事務所に限る。）

中間貯蔵施設整備第三課（東北地方環境事務所に限る。）

中間貯蔵施設整備第四課（東北地方環境事務所に限る。）

中間貯蔵施設整備第五課（東北地方環境事務所に限る。）

中間貯蔵施設整備第六課（東北地方環境事務所に限る。）

国立公園・保全整備課

野生生物課

第二条第二項中「首席自然保護官及び」を「首席自然保護官」に改め、「自然保護官」の下に「、技術企画官及び放射線健康管理官」を加え、「関東地方環境事務所に」の下に「限り、技術企画官及び放射線健康管理官については東北地方環境事務所に」を加える。

第三条の見出し中「総務課及び庶務課」を「総務課、庶務課及び経理課」に改める。

第三条第二項中「庶務課」の下に「及び経理課」を加え、「第二十二条」を「第二十二条」に改める。

第四条第十号中「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（」の下に「平成二十三年環境省令第三十三号。」を、「という。）」の下に「第六条、第八条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第二号、第九条、第十一条、第三十二条第二号並びに第三十四条第二号」を加え、同条第十三号中「指定廃棄物」の上に「福島県の区域以外の区域における」を加え、同条第十四号中「放射性物質汚染対処特措法」の下に「第四十九条第二項及び第五十条第二項及び第三項」を加え、「第六条第一項第六号において同じ。」を削り、「限る。」の下に「第六条の三第一項第七号において同じ。」を、「除く。）」の下に「）」を加える。

第六条を次のように改める。

（放射能汚染対策課の所掌事務）

第六条　放射能汚染対策課は、放射性物質汚染対処特措法に基づく事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する事務及び事業に関する事務（廃棄物・リサイクル対策課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第六条の三第一項第一号中「（放射線物質対処特措法第四十六条に規定する汚染廃棄物等をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同条第三項中「第二十条」を「第二十二条」に改め、同条を第六条の六とする。

第六条の二の見出しを「（放射能汚染廃棄物対策第一課及び放射能汚染廃棄物対策第二課の所掌事務）」に改め、同条中「放射能汚染廃棄物対策課」を「放射能汚染廃棄物対策第一課」に改め、同条第一号中「関すること」の下に「（減容化施設整備課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　福島県の区域内における指定廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関すること（減容化施設整備課の所掌に属するものを除く。）。

第六条の二に次の一項を加える。

2　放射能汚染廃棄物対策第二課を置く場合には、第二十二条に基づき、前項第一号から第七号までに規定する事務を分掌する。

第六条の二を第六条の三とし、第六条の次に次の一条を加える。

（除染対策第一課、除染対策第二課及び除染対策第三課の所掌事務）

第六条の二　除染対策第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　除染対策第二課及び除染対策第三課の所掌事務に関する総合調整に関すること及び関係地方公共団体との連絡調整に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。